平成 28 年度

東浦町行政評価外部評価実施結果
に対する町の方針

目　次

１　本書について ･･･ 1

２　外部評価実施結果に対する町の方針について ･････････････ 1

３　外部評価対象事業

（１）図書館資料購入事業・図書リサイクル関係事業 ･････････････････ 2
（２）中学生海外派遣補助事業 ･････････････････････････････････････ 5
（３）提案事業・まちづくり実行委員会 ･････････････････････････････ 7
（４）雨水貯留浸透施設設置支援事業 ･････････････････････････････ 10
（５）資源ごみ回収及び処分事業 ･････････････････････････････････ 12
（６）老人クラブ補助事業 ･･･ 14
（７）健康増進事業 ･･･ 17
（８）不妊治療費補助金交付事業 ･････････････････････････････････ 19

１　本書について

客観的な視点での意見、評価が必要であると判断し選定した８事業に対して、平成 28 年 10 月 13 日（木）、14 日（金）に東浦町行政評価外部評価を実施しました。

本書は、その際のご意見などを取りまとめた「東浦町行政評価外部評価実施結果報告書」を受け、町の方針及び対応を掲載しています。

２　外部評価実施結果に対する町の方針について

行政評価外部評価委員からいただいた貴重なご意見に対しまして、町の考え方として、今後どのように対応させていただくのかという町の方針を示し、改善できるもの、予算措置が必要なものなどについてはその内容を掲載しました。

今年度外部評価を実施した以下の事業について、次ページより掲載しています。

外部評価対象事業

事業番号	外部評価事業名	担当課
1	図書館資料購入事業・図書リサイクル関係事業	図書館
2	中学生海外派遣補助事業	学校教育課
3	提案事業・まちづくり実行委員会	協働推進課
4	雨水貯留浸透施設設置支援事業	土木課
5	資源ごみ回収及び処分事業	環境課
6	老人クラブ補助事業	福祉課
7	健康増進事業	健康課
8	不妊治療費補助金交付事業	保険医療課

事業番号	1	基本事業の方針	図書館活動の充実
個別事業名	図書館資料購入事業・図書リサイクル関係事業	担当課	図書館

	外部評価委員からの意見	意見に対する町の方針
1	入館者数、話題性だけを追わず、図書館の目指す姿、特色をはっきりさせて、みんなから「東浦町の図書館は〇〇」と表現してもらえるほど、さらに親しまれる図書館にして欲しい。	中央図書館の利用の停滞が続いています（入館者数は横ばい）。新しい利用者を増やすため、平成 26 年度からコンサートや各種講座などに力を入れる試みをしています。そのような件からも、住民（利用者）が求める東浦町の図書館の特色を模索し、親しまれる図書館運営を考えています。 【具体的な取組】 ・よむらびコンサートの実施 ・紙芝居講座の実施 ・ビブリオバトル入門講座の実施
2	図書館は民間委託などの事例もみられるが、町直営で地域の図書館として、また、近隣自治体との連携を図りながら継続していくことも求められる。そのための図書館資料購入等の事業予算は確保すべきである。	利用者が中央図書館に求めるものとして、新刊図書の充実は欠かせません。また、利用回数が多く汚損の著しい本については買替も必要になってきます。そのためにも、図書館資料購入等の予算の確保は必要であると考えています。 また、資料の相互貸借などを通じて、近隣市町との連携も今以上に図っていきます。 【具体的な取組】 ・東海北陸ブロックとの相互貸借の協力 （県内、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県）
3	図書館の役割として、外部経済的効果を考えれば、幅広い分野の蔵書を有する必要性について疑う余地はない。しかしながら、近年のＩＴ技術の発達と情報リソースへのアクセスの容易さを考えたとき、図書館の役割を改めて問う必要がある。すな	図書館資料については、偏りがないように複数の職員（司書）で選書し、購入をしています。また、住民（利用者）からのリクエストについて、購入または購入が難しい資料の場合は、他館からの借受（相互貸借）にて対応しています。 資料の電子化については、本を開く感覚を

	わち、全国平均的な図書館サービスの提供ではなく、地域住民のニーズに対応したサービスが求められる。本業の方針としては、希少本以外の資料については、積極的に住民へ無償提供するとともに、蔵書スペース確保のために、過去ナンバーの雑誌などは電子化していく必要があろう。その上で、住民のニーズに合った図書資料の購入を行うべきである。	大切にしてほしいと思っていますので、今すぐの導入は考えておりません。また、雑誌の電子化についても蔵書スペース確保の問題はありますが、著作権の問題もあり、将来の検討要件であると認識しています。 【具体的な取組】 ・Free Wi-Fi（無料公衆無線 LAN）の導入
4	本事業は住民の関心も高く、利用者が多いことが紹介された。蔵書冊数は増加しており、リサイクル譲渡率も近年上昇している。これ以上リサイクルのための本の数を増やすことは蔵書を減らすことでもあり、望ましいものとはならない。 指標について、図書館入館者数となっているが、リサイクル譲渡率や購入点数の方が適切だろう。	図書資料の購入点数、リサイクル本の譲渡率、本の貸出数などの指標に変更していきます。 本のリサイクルについては、施設の規模（蔵書能力）や購入と除籍のバランスを考えて行っています。 【具体的な取組】 ・本のリサイクルフェアの実施（４月・11月） ・雑誌のリサイクルフェアの実施（６月）
5	図書館全体の評価として、地域の特色のある図書館を目指すべきということができる。大学の専門的図書館と違い、地域住民のための図書館として、地域の子育て世代の利用に供するという側面を重視する必要がある。施策評価表にもあるように、「ティーンズや子どもの読書活動を推進し、子育て推進のまちにふさわしい取組」の観点から再検討することで実現できよう。	中央図書館には「本の貸出・閲覧」の他に、近年は生涯学習としての居場所「交流の場」としての場の提供も求められてきています。 子育て支援日本一のまちを目指す東浦町としては、子どもの読書活動の推進や子育て・育児に関する資料の充実も含め、すべての年代にとって居心地のよい『居場所』となることを目指していこうと考えています。 利用の少ない 10 代（ティーンズ層）をターゲットに、ティーンズコーナーの導入を検討していきます。

6	図書リサイクル関係事業については、対象の本の数を増やすためにも、不要になった本を持ち寄り、交換会として加えていくことを考えても良い。近所に古本屋があるということで「民業圧迫」という面もあるが、イベントとして行われる分には問題ない。問題があれば、量を調整していけばと考える。蔵書の拡大は財源のかさむことであり困難な課題ではあるが、中古図書の購入なども含め工夫し増やしていくことを考えて欲しい。	図書のリサイクル事業としては、図書館で除籍された本に加え、寄贈でいただいたが図書館の蔵書とならなかった本も利用者に広く提供しています。 施設の規模からも蔵書数には限りがあります。購入と除籍の均衡をはかりながら、充分な蔵書を取り揃えていきたいと考えています。 中古図書については、状態の確認や購入経路が確保できないことから、寄贈本の受入のみと考えています。 【具体的な取組】 ・図書資料の購入（年間 4,700 冊）

事業番号	２	基本事業の方針	学校教育の充実
個別事業名	中学生海外派遣補助事業	担当課	学校教育課

	外部評価委員からの意見	意見に対する町の方針
１	事業開始から 20 年近く経過しており、事業開始当初と経済社会的背景が異なるため、当該事業の必要性については、現在の経済社会状況を踏まえた上で、改めて議論する必要がある。本事業を継続的に行っていくためには、可能な限り利用者への追跡調査を実施し、事業成果について、住民に丁寧に説明する必要があろう。また、外国人講師による語学学習がインターネットを通じて低価に受講できる状況を考えれば、渡航後のプログラムとして現地語学学校における語学学習以外のプログラムを考慮する必要がある。	平成 29 年度より、中学生海外派遣事業に参加し 10 年経過した生徒を対象に、アンケート調査をし、その後の状況について調査を行い、事業の必要性を検証します。また、プログラムについては、毎年、仕様書を作成する中で業者と打合せを行い、見直しを行っております。今後も、生徒の安全を考えながら、充実したプログラム内容になるよう検討していきます。 【具体的な取組】 ・アンケート調査の実施 （10 年経過する生徒を対象に毎年） ・プログラム内容の検討（毎年）
２	若い世代が異文化を体験することは素晴らしい効果があり、全く否定すべき点ではないが、自己負担の３倍もの公費を投入し、ほんの一部の住民のための事業を行う場合、より慎重な仕組みをつくる方が良いのではないか。公費が大きいとはいえ自己負担が大きいこともあり余裕のある世帯向けサービスになっているとみられる。参加者の多くが海外旅行などの経験があるようでそうした子どもたちにとってさらなる 10 日間程度の旅行の意味が極めて大きいのかどうか検証する必要がある。 【点検すべき点】 （１）プログラムに特徴がない。現地の中学校に行って交流するなどを含めてはどうか。スポーツ	（１）本事業は、夏休み期間を利用して実施しています。夏休みということもあり、現地の中学校も休業中であるため、交流は難しいと考えます。また、プログラムについては、仕様書を作成する中で業者と打合せを行い、見直しを行っています。（３）にもありますが、派遣国、価格や派遣人数も合わせて、毎年、実施委員会で見直しをしていきます。 （２）自己負担額の所得区分による差については、今後、実施委員会の中で導入を検討していきます。 （３）派遣国、価格や派遣人数も合わせて、毎年、実施委員会で見直しをしていきます。 （４）外国人英語指導業務において、給食や行事などを活用し、異文化交流を図っていますが、さらに多くの生徒が異文化と

	交流などで、言葉がすべてでないことも分かると思う。 （２）資金に余裕のある世帯向け事業となっていないかどうか。所得によって自己負担額に少しずつでも差をつける、低所得世帯の自己負担額をかなり少なくする、などが考えられる。 （３）派遣国はこれでよいか。価格や派遣人数の観点からの見直しをお願いしたい。 （４）異文化とのふれあいの方法は海外派遣ばかりではない。既存の外国人英語指導業務の充実と仕事内容の再検討、内外中学生の相互交流、国内の異文化体験の仕組みなど、他に方法がないか、本事業の縮小も含めて検討を求めたい。 （５）派遣後の子どもたちがどのようにこの体験を経て国際性を本物としていったか、その後を検証できるかどうか。公費を投入している以上必要と考えるが、可能であれば検討して欲しい。	ふれあうことができるよう、実施委員会の中で検討していきます。 （５）派遣後 10 年経過した生徒を対象に、アンケート調査をし、その後の状況について調査を行い、事業の効果や必要性を検証します。 【具体的な取組】 ・アンケート調査の実施 （10 年経過する生徒を対象に毎年） ・プログラム内容の検討（毎年）

事業番号	３	基本事業の方針	協働事業の推進
個別事業名	提案事業・まちづくり実行委員会	担当課	協働推進課

	外部評価委員からの意見	意見に対する町の方針
1	これからの時代、協働事業の必要性はみなが分かっていることだとは思うが、実際は時間や気持ちに余裕のない方も多く、既にボランティア活動（コミュニティ活動）をしている方たちにさらに協力をしていただくことになってしまうことが多い。これではいつかは立ち行かないことになってしまうと思う。	住民の方自らが継続的に地域づくりを行うためには、そこに関わる人材を確保していくことが重要ですが、地域とのつながりの希薄化や多様なライフスタイルがみられる今日では、新たな担い手を確保することに大変苦慮しています。 関われる人が、関われる範囲内で地域づくりに参加するなど、社会の変化に対応した考え方を持たなければならないと感じています。 行政としては、コミュニティ事業を見直すことやコミュニティに関わる方の範囲などこれからのコミュニティのあり方について、地域の方々と一緒に考え、住み良い地域づくりのために支援をしていきます。 【具体的な取組】 ・コミュニティ会長会議でコミュニティのあり方を協議
2	地域課題を住民のみなさん自らが洗い出すことを事業の目的としているものの、洗い出す年齢層はいつも偏りがちである。その年齢層の方にとって住みやすいまちが必ずしも住民にとって住みやすいまちとは限らないはずだ。様々な世代や職業の視点から考えることで新たな課題点が見つかり、より本当の住みやすいまちに近づくのではないだろうか。	課題解決への取組には、ＰＴＡ及び子ども会の子育て世代や婦人会を始めとした女性も参加しており、地域の子どもが一緒に取り組んだ事例もいくつかあります。 今後も、様々な世代や女性の方が取組に関わり、住み良い地域づくりを行っていけるよう支援していきます。 【具体的な取組】 ・コミュニティ会長会議でコミュニティのあり方を協議

3	まちづくり実行委員会の事業は規模が小さく、協働推進事業のなかでどのように位置付けられているのかということを前提として考えなければならない。	これからのコミュニティの役割は、イベント等によりふれあいを創出することよりも、住み良い地域にするための活動へと役割が変化してきています。 まちづくり実行委員会は、コミュニティの一部の組織であり、地域課題を解決するための取組を行う組織です。提案事業は、その活動の初動期に必要な費用を支援するためのものであり、将来的にはコミュニティ全体で、地域を良くするための活動が行われるよう推進していきます。 【具体的な取組】 ・コミュニティ会長会議でコミュニティのあり方を協議
4	ソーシャル・キャピタルが地方政府の統治パフォーマンスを高めると仮定すれば、地域社会基盤維持のために、自治会などのコミュニティ組織に行政的な役割を担わせることは大いに意義がある。しかしながら、本事業のようなコミュニティ活動の支援事業が政府の財源不足を理由に行われているのであれば、地方政府が提供すべき公共サービスをコミュニティに単に負担させているにすぎない。このため、補助金政策だけでなく、コミュニティ活動への参加を促す啓蒙活動を積極的に行い、なぜ住民自らが地域づくりを行っていくことが重要であるかを丁寧に説明していく必要がある。	財政的な支援以外では、主に各地区コミュニティセンターの職員（非常勤職員含む）が、コミュニティ活動の支援を行っています。 また、町ホームページや広報誌の他、地区ごとに発行する情報誌によりコミュニティ事業の紹介などを行っていますが、本年度からは、65 歳成人式時にコミュニティ活動の紹介を行い、活動への参加を呼びかけています。 なお、現時点ではまちづくりの話し合いの場やボランティアに関する講座などの開催により、住民自らが地域づくりを行う重要性について、意識の共有を図っているところです。今後も機会を捉えて丁寧に説明していきます。

5	協働推進のため、まちづくり実行委員会の活動支援を行っている。今後の自治の発展に向け、重要な事業であるとの認識は、外部評価委員の中で共有されたようである。ただ、まちづくり実行委員会のメンバーがコミュニティ役員を兼ねているケースが多く、メンバーに疲弊感が漂っていることが紹介された。まちづくりメンバーの固定化は、高齢化との関係、ベッドタウンの宿命ともいえる問題である。住民主体の活動に対する住民の協働意識の醸成、お年寄りと若者をどう取り込むかの課題は明らかである。まずは、役場の職員から、一勤労者として参加をお願いしたいとのご意見は興味深い。	まちづくり実行委員会の活動をより多くの方に知っていただき、幅広い世代の方々に活動へ関わっていただけるよう、コミュニティと行政が一体となってまちづくり実行委員会の活動を推進していきます。 また、地域の活動に積極的に参加している役場の職員はいますが、今後、更に地域に貢献する職員が増えて行くよう意識の醸成を図っていきます。 【具体的な取組】 ・町ホームページ及び広報紙での活動の紹介 ・職員の協働研修の実施

事業番号	４	基本事業の方針	雨水対策の強化
個別事業名	雨水貯留浸透施設設置支援事業	担当課	土木課

	外部評価委員からの意見	意見に対する町の方針
1	雨水を貯めていくことで期待されている効果は分かったが、実際に効果のあった事例が挙げられなかった。いくつかの事例を提示することで住民の危機意識や協働性が高まり設置件数も増えるのではないだろうか。また、住民が理解しやすいＰＲが必要だと思う。	設置数や浸水被災の経年変化の掲載、あるいは雨水貯留浸透施設の設置者に利用例や設置例等をレポートしていただき、ホームページや広報で紹介することなどを検討します。 【具体的な取組】 ・設置者に利用例や設置例等のレポート紹介を依頼
2	事業の取組自体重要であることは分かるが、事業規模が小さく実際の効果は疑問。事業目的からすれば継続するという方向ではあろうが、町が全額負担する、広報で住民に重要性を周知するなど、もう少し効果的な内容とする余地はあるのではないか。	１件当たりの貯留量による事業効果は限定的ではありますが、浸水被害対策の重要性の周知を図り継続することで事業効果も高くなると考えています。今後、貯留量等の指標の設定を検討します。 また、一定の自己負担は過大な施設の設置を防ぐ点からも必要と考えており、負担率は近隣市町ともほぼ同様であり現状で妥当と考えています。
3	雨水貯留浸透施設の設置理由は、市街化の進展により、農地や雑木林などの雨水が地中に浸透する土地の面積減少にある。すなわち、本事業は「都市型水害」対策として推奨されている事業であり、東浦町において事業を継続していく上では、当町における「都市型水害」の発生の可能性と被害の推定といった調査・分析を継続し行うべきである。仮に「都市型水害」の発生可能性が他地域より高く認められた場合は、メンテナンス費用の支援までも含めて積極的に雨水貯留浸透施設の拡充を目指す	都市化の進展が著しい境川・猿渡川流域では、平成 24 年４月１日に特定都市河川流域の指定をし、流域での連携を強化し浸水被害対策を実施しています。また、他の地域においても集中豪雨等により浸水被害が発生しており、対策の実施が必要です。 費用の面において、メンテナンス費用はポンプ運転の電気代程度であり、また、設置された雨水貯留施設は個人の財産でもあるため、メンテナンス費用の支援までは現在のところ考えておりません。

	必要がある。	
4	洪水対策としての効果については、それなりにあるようである。ただ、大型台風の直撃など危機的な天候に伴う災害が生じた場合に対する効果については、必ずしも明確ではない。他の自治体の取組状況の影響も受けるため広域的な取組がより重要である。 田んぼダム、公共施設や大規模施設での対応、効果の方が大きいように感じた。また、太陽光発電による日頃の電気代削減効果のようなものもあるわけでなく、住民に理解を得るのはかなり困難に思える。それでも、少しでも効果を求めるのであれば、ＰＲでメリットをよりわかりやすく説明するとともに、イベントなどで楽しい日曜大工といった部分があるならば、それを強調しても良いと思う。	雨水貯留槽を日曜大工により自分で設置する方が、平成 27 年度２件、平成 28 年度４件と近年増加傾向にあります。その方々に設置例や利用例等をレポートしていただき、ホームページや広報で紹介することなどを検討します。 また、雨水貯留槽をコミュニティセンターに設置し、有効性を町民にＰＲするとともに、今後も産業まつりや境川流域総合治水活動などでＰＲをし、普及を図っていきます。 【具体的な取組】 ・設置者に利用例や設置例等のレポート紹介を依頼 ・雨水貯留槽をコミュニティセンターに設置

事業番号	５	基本事業の方針	ごみの減量化・資源化の推進
個別事業名	資源ごみ回収及び処分事業	担当課	環境課

	外部評価委員からの意見	意見に対する町の方針
1	評価指標に関し、ごみ総量に対する資源ごみの割合は見直しが必要ではないか、総量を削減することを目標とすることも必要である。 事業の内容に関して、回収方法について改善の余地はないかをコストを含めたシミュレーションを試みた上で検討して欲しい。	もやすごみや最終処分場に埋め立てるごみを減らすため、本事業ではごみの総量に対する資源ごみの割合である資源化率を指標としていますが、資源化率だけでなく、ごみの減量に関する指標も掲載するようにしていきます。 また、白色トレイの単独回収を廃止し平成27 年度からプラスチック製容器包装として回収するなど、コスト削減を図っており、今後も改善に努めます。
2	「資源ごみ回収及び処分事業」については、今後も積極的に推進していく必要があろう。ただし、排出者からみればゴミの分別行為は一種の潜在的コストであるため、資源ゴミの回収率を上昇させるには、排出者の潜在的コストを軽減させるような措置を行うべきである。例えば、資源回収処分によって生じた利益をコミュニティ推進協議会だけではなく住民個人に還元できるような仕組みをつくることも可能だろう。	ごみの分別収集には住民の協力が不可欠であり、生じた利益をコミュニティ推進協議会に還元しています。個人への還元については考えておりませんが、コミュニティ推進協議会への還元の仕組みについてのＰＲ強化に努め、資源ごみの回収率の向上を図っていきたいと考えています。 コミュニティ推進協議会への交付金については、より有効に活用していただけるよう、平成 26 年度に使途などについて見直しを行いました。 【具体的な取組】 ・コミュニティ推進協議会への還元の仕組みについて平成 28 年 10 月 1 日号の広報へ掲載 ・各コミュニティによるＰＲ強化

3	コストについて委託費部分だけを取り上げているため、知多半島各自治体の中で、特にコストがかかっているようにみえる。他の自治体とは、直営か否か、クリーンセンターがあるか否かなど、条件の違いがあり、比較がしづらい。事業全体のコストとして他の見せ方を検討すべきだろう。	資源ごみ回収については、自治体によって様々な形態があり、品目も異なるため、他の自治体とコスト比較することは非常に困難です。事業評価単位も含め検討していきます。
4	ごみの中でできるだけ多くの部分を資源ごみとしたいということで、ごみ排出量に占める資源ごみ量を指標としている。しかし、相対的に資源ごみ量が増えてもごみの排出量そのものが大きくなってしまっては困るわけで、ごみ排出量、あるいは資源ごみ以外のごみ排出量などを指標に加えた方がより分かりやすく、目標にマッチしているといえる。人口動向との関係があるとすれば、人口一人当たりのごみ排出量という観点も必要である。	施策全体としてごみの減量化、資源化の推進をしているため、ごみ排出量に占める資源ごみの割合だけでなく、ごみの減量に関する指標も設定していきます。 なお、第５次東浦町総合計画においても住民一人あたりのごみ排出量の減少を成果指標としています。
5	「回収回数を多くするから捨てることに躊躇なくごみを出すのでは」という意見に対し、「回収回数が少なくなると不法投棄や他種のごみに紛れる」とのご回答であった。事業コストとの関係もあるので、このあたりは検証する価値はあると思う。	ごみの回収回数を増やせばコストは増加し、回数を減らせば、コストは減少します。家庭でのごみの保管やごみステーションの使用状況などを考慮した中で回収回数を設定しています。今後は、ごみ減量を考える中で回収回数の検討も行っていきます。

事業番号	６	基本事業の方針	高齢者の社会参加と生きがい活動の推進
個別事業名	老人クラブ補助事業	担当課	福祉課

	外部評価委員からの意見	意見に対する町の方針
1	会員数が減っているから、といって安易に縮小や廃止をすることは、行政のすることではありません。住民にとって良いと思うことは信念を持って実施・ＰＲをして欲しい。現在加入している方たちの生きがいになっているのならば今までどおりの事業で良いと思う。	引き続き老人クラブ活動に対する補助を行い、高齢者の生きがいづくり及び地域貢献活動を推進するとともに老人クラブの活動をＰＲし活性化を図っていきます。 【具体的な取組】 ・地区回覧板を利用した活動報告チラシの作成と周知
2	高齢者は増えているはずなのに、どうして老人クラブの会員数は減っているのか、その理由を模索してみると、対象年齢を 60 歳以上と一括りにしてしまっているためではないだろうか。年齢別の老人クラブも検討してみても良いと思う。世代間交流も生まれ、より魅力的な老人クラブになるように感じた。	老人クラブ内では親睦などの活動も盛んに行われ、世代間交流も行われています。しかし、60 歳代の方は「老人」クラブという名称に抵抗が少なからずあると聞いています。名称を年代ごとに分けたクラブを創設することなども今後の団体のあり方の１つではないかと考えています。 【具体的な取組】 ・会員の意見を聞いて今後のあり方を話し合う
3	世代間交流ができるように他の施策とともに改善する必要性はあるのではないか。また、クラブ活動をＰＲすることも必要となる。	現在、福祉施設でコーラスなどを披露し、社会参加活動を開始している地区もあることから、福祉施設からコーラスなどの依頼があれば、参加できるような仕組みをつくることも考えていきます。また、多世代が集まるコミュニティの運動会やまつりに実行委員という形で携わり、多世代交流ができればよいと考えます。 65 歳成人式において、老人クラブの活動を紹介し 60 歳代の会員を募集しています。クラブ活動をＰＲする際や名称を年代ごと

		に分けたクラブを創設する場合、名称を募集することなどもＰＲのひとつになるものと考えます。 【具体的な取組】 ・会員の意見を聞いて今後のあり方を話し合う ・地区回覧板を利用した活動報告チラシの作成と周知
4	本事業のような老人クラブの活動助成については、高齢化が進展している現代において、高齢者が健康であることが、社会的コストの削減につながることを住民に対して丁寧に説明する必要がある。補助金などの直接的な支援を受けない者たち、とりわけ、若年層への説明が重要となろう。本事業に対して、地域住民からの租税が充てられている以上、老人クラブの社会的活動のＰＲを通じて、老人クラブとは無関係である者も間接的に社会的便益を受けているという事実を住民に周知させる必要がある。	保育園や小学校の子どもたちとの世代交流活動や見守り活動などを始めとした老人クラブの活動を若者世代へさらにＰＲしていくべきと考えます。また、若者世代は紙媒体よりも電子媒体の方が身近に感じられる場合もあるため、facebook なども活用したＰＲを考えていきます。 【具体的な取組】 ・クラブ活動報告を facebook に掲載
5	高齢者の社会参加といきがい活動の推進という基本事業の方針から考えれば、他の事業を含めた施策全体の中で位置付けるべきである。 60 歳以上が老人クラブ対象年齢ということであるが、実際は 70 代中心、90 代のメンバーもいる。60 歳代と 80 歳代、90 歳代では親子ほどの年の違いがあり、このあたりの世代間交流、高齢者間交流という観点が出された。年金や医療など財政負担との関係から、世代間対立の様相が	60 歳代や 70 歳代で元気なクラブ会員が 80 歳代や 90 歳代でなかなか活動できないクラブ会員のお宅を訪問するなど、交流と見守りを兼ねた活動を推奨していきたいと考えます。今後、地域包括ケアシステムを構築していくうえで老人クラブは地域をつなぐ重要な団体になると考えています。 現在、福祉施設でコーラスなどを披露し、社会参加活動を開始している地区もあることから、福祉施設からコーラス等の依頼があれば、参加できるような仕組みをつくることも考えていきます。また、多世代が集まるコ

	報道されていることもあり、こうした状況をどう防いでいくかも重要なテーマとなる。元気で地域に貢献するお年寄り、そうした事業に対し若い世代から感謝の気持ちが生じてくるようなイベントや取組が必要となる。	ミュニティの運動会やまつりに実行委員という形で携わるとともにゴルフや将棋など多世代交流のしやすいイベントを企画できればよいと考えます。 【具体的な取組】 ・いきがいとやりがいのある地域への支えあい活動を支援する

事業番号	7	基本事業の方針	健康づくり活動の推進 病気の早期発見・予防の推進
個別事業名	健康増進事業	担当課	健康課

	外部評価委員からの意見	意見に対する町の方針
1	子どもが小学校に入学した 35 歳～50 歳くらいの専業主婦の方の健康診断などについても力をいれてもらえたらと思う。	40 歳以上の方についての健康診断は、医療保険者の役割として法律に基づき実施しています。39 歳以下の方については法的な規定がなく健診を受ける機会がないため町独自で実施しています。 【具体的な取組】 ・成人健康検査（18 才～39 才）を 10 月に実施
2	本事業は高齢者向けの事業のように感じた。しかし、生活習慣病の中には、加齢に伴うものも当然あるが、子どものころからの生活習慣の積み重ねが病状の進行に深く関与していることから、対象者を高齢者としてしまうのは少し目的に反しているように思えた。	健康増進事業は、原則 20 歳以上を対象に実施しています。また、小学生に対して喫煙防止教室や歯磨き教室などの事業も健康増進として行っています。 【具体的な取組】 ・小中学生を対象とした喫煙防止教室や歯科教育を実施
3	事業の必要性はだれも認めるところであり評価できるが、評価指標としてなにを用いるか、より工夫が必要ではないか。アンケート結果などを加えても良いと思う。	評価項目として行動変容を確認するため、事業参加者に対し参加前後にアンケートを実施しています。
4	疾病予防を目的とした住民の健康増進事業の評価指標としては、本来、事業別にどの程度の予防効果があったのかを測定する必要がある。ただし、個人情報の取り扱いや医療機関との連携といった課題があるため、指標の設定に制限があることも事実である。そこで、指標評価を事業への参加	各事業の有効年齢層を考慮した参加率の目標設定を行うことによって、評価がしやすくなるとともに事業の質の向上に繋がると考えます。評価指標の一つである健康増進事業への参加率を、世代ごとの比率とすることを検討していきます。

	率とした場合には、少なくとも、各事業の特性（参加の容易さ、事業の有効年齢層）を考慮した参加率の目標設定を行う必要があろう。例えば、高齢者の介護予防や健康づくりに効果が高いと思われる事業については、60 歳以上の参加率を評価指標とするなどの工夫が必要となる。また歯科検診や歯科相談の事業では、小学校において同様の検診があるため、未就学児童の参加率といった設定も可能であろう。	
5	健康増進事業への参加率（20 歳以上人口比率）が指標となっているが、実際は、多くが高齢者ということである。勤めている方が多い地域で現役世代の健康管理は勤務先の仕事なので当然ともいえる。高齢者に占める比率、あるいは世代毎の比率にした方が分かりやすいといえる。 健康づくり同好会への参加を促すことは、コミュニティの人間関係、高齢化対策としても良い影響がある。検証についてはなかなか難しいが、健康増進事業の進展はかなり効果が高いとみられる。	各事業の有効年齢層を考慮した参加率の目標設定を行うことによって、評価がしやすくなるとともに事業の質の向上に繋がると考えます。評価指標の一つである健康増進事業への参加率を、世代ごとの比率とすることを検討していきます。

事業番号	８	基本事業の方針	児童福祉医療助成の充実
個別事業名	不妊治療費補助金交付事業	担当課	保険医療課

	外部評価委員からの意見	意見に対する町の方針
1	治療を受けた方の報告義務がないため、成果の把握が難しい。補助事業であるため、追跡調査は難しいかもしれないが、アンケート調査などをすべきだと思う。正確な成果の把握につながると良いと思う。	補助申請者へ制度についてのアンケート（補助対象とする治療の範囲、補助対象額など）を行い、事業内容を見直すとともに成果の把握や効果などを検証しながら、引き続き子どもを産み育てやすい環境づくりを行います。 【具体的な取組】 ・補助申請者へ制度についてのアンケートを実施
2	不妊治療に対する政府の経済的支援については、出生率の回復を目指す国の政策の一環として位置付けられており、高齢になってからの出産を望む方が増えてきている現在、少子高齢化対策として本事業の重要性が増していることは、誰もが認めるところであろう。自治体が不妊治療への助成を行うに当たっては、地域住民による租税収入をその財源とする以上、受給者以外の住民の理解を得る必要がある。このため、受給者に対する追跡調査などによって、在住者や世帯数の増加に対する本事業の寄与や有用性を、住民に丁寧に説明していく必要がある。もっとも、不妊治療に対する経済的支援を国が少子化防止への重要政策と位置付けるのであれば、特定不妊治療に対する支援の他に、自治体の支援対象である一般不妊治療に対しても、国による積極的な経済的支援が求められよう。	補助申請者へ制度についてのアンケート（補助対象とする治療の範囲、補助対象額など）を行い、事業内容を見直すとともに成果の把握や効果などを検証しながら、引き続き子どもを産み育てやすい環境づくりを行います。 受給者（補助申請者）への追跡調査の実施については、受給者以外の住民への理解を得ることも一論かと思われます。 しかし、不妊治療対象者は、身体的精神的にも負担がかかることが多く、追跡調査を行うことで、より一層、過度の負担がかかる恐れがあるため、追跡調査の実施は、慎重に行う必要があると考えます。 【具体的な取組】 ・補助申請者へ制度についてのアンケートを実施

3	他自治体に見られるような所得制限をという意見もあったが、それがないというのが東浦町の事業の特徴であり、知多半島地域での自治体でも特に素晴らしいものといえそうだ。内閣府の高齢社会白書によれば、合計特殊出生率の減少は世界的状況であり、福祉国家、高負担国家、女性活躍国家として多様な子育て支援策を進めていることで知られる北欧諸国でも 1.7 から 1.9 程度、フランスも 2014 年には２を若干下回ってきた。まち・ひと・しごと創生総合戦略を進める中で、東浦町としてもできることはすべて進めることが必要との観点である。ただ、公費を使う以上、何らかの形で報告を求めることができないかとの議論があった。個人的な問題であり繊細な事柄であるが故に、これまで対応されてこなかったことは理解できるが、母子手帳交付以外のより正確な成果報告が欲しい。検討の必要が認められる。	補助申請者へ制度についてのアンケート（補助対象とする治療の範囲、補助対象額など）を行い、事業内容を見直すとともに成果の把握や効果などを検証しながら、引き続き子どもを産み育てやすい環境づくりを行います。 【具体的な取組】 ・補助申請者へ制度についてのアンケートを実施